

## 地域密着型通所介護「デイサービスひより茶屋ねたび」の指定について

### 1. 指定地域密着型通所介護について

平成28年4月1日から通所介護事業所のうち、事業所の利用定員が19人未満の事業所については、「地域密着型通所介護事業所」となり、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられました。

地域密着型サービスや地域密着型介護予防サービスは、原則としてサービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスであり、事業所の所在地の市町村長が指定・指導監督を行います。

また、指定地域密着型サービス事業者（介護予防も含む。）については、指定基準に沿って事業が運営されているかを定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられています。事業者は、指定日から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間の満了により指定の効力を失います。

#### 【古賀市内の地域密着型通所介護】

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ・小規模デイサービス ひより茶屋（古賀市花見東7丁目9番31号） | 利用定員：18人 |
| ・デイサービスセンター あかね（古賀市小竹583番地6）     | 利用定員：10人 |
| ・デイサービスゆとり（古賀市谷山1057番地3）         | 利用定員：16人 |
| ・デイハウス こもの倶楽部（古賀市薦野1885番地1）      | 利用定員：17人 |
| ・笑顔満開はなことば古賀（古賀市花見南2丁目11番9号）     | 利用定員：18人 |

### 2. 「デイサービスひより茶屋ねたび」について

申請者	名称	株式会社 福祉サービスひより茶屋
	所在地	古賀市花見東7丁目9番31号
事業所	名称	デイサービスひより茶屋ねたび
	所在地	古賀市米多比555番地1
	サービス種別	地域密着型サービス
	事業開始予定日	令和元年10月1日
	定員	10人

#### 【株式会社 福祉サービスひより茶屋が実施しているその他の介護保険サービス事業所】

- ・（地域密着型通所介護・第一号通所事業）小規模デイサービス ひより茶屋
- ・（居宅介護支援事業）ひより茶屋ケアプランサービス

※その他、有料老人ホームを地域密着型通所介護事業と併設してサービス提供を行っている。

「デイサービスひより茶屋ねたび」においても有料老人ホームを併設する予定。